事務所News
2024.3
K-055
発行：税理士法人　行本事務所

経営バイタルの強化書 KEIEI VITAL

個人情報の漏えい等を防ぐための対策と万一漏えいした場合の対応について

個人情報の漏えい等の対策について

所得税確定申告等個人情報を利用する機会が増える時期になってきました。
個人情報が漏えいしないように、また、万一漏えいした場合の対策について理解しておきましょう。

1 個人情報の漏えい等の対策について

2024年2月2日東京税理士会は、税理士向けのお知らせとして「個人情報の漏えい等の対策について」の案内を行いました。

個人情報保護委員会が令和5年に実施した「中小規模事業者の安全管理措置に関する実態調査」の結果において、中小規模事業者が個人情報を管理するにあたっては、税理士に相談を行うとの回答が多く見られ、この結果を受けて、同委員会から日本税理士会連合会を通じ、個人情報の漏洩等の対策にあたり、税理士が顧問先である中小規模事業者等から個人情報に関する相談を受けた際には、同委員会のウェブサイト掲載の各種資料を案内するよう周知依頼がありました※1。

令和4年4月1日から、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるときは、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されています。昨年6月には社会保険労務士が業務で使用している社労士業務システム「社労夢」がランサムウェアを利用したサイバー攻撃により不正アクセスを受け、サーバー上のデータが暗号化された結果、システムが停止する事態が発生し、個人情報保護委員会への報告が行われました※2。

個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるときに該当する事態とは、①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等（又はそのおそれ）、②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等（又はそのおそれ）、③不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等（又はそのおそれ）、④個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等（又はそのおそれ）の事態が発生した場合で、この場合には速やか（発覚日から3~5日以内）に個人情報保護委員会へ報告し、発覚日から30日以内に（不正な目的で行われたおそれがある場合は、発覚日から60日以内）続報を同委員会へ報告することが義務付けられています。

「要配慮個人情報」とは、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他政令で定めるもの（身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること、健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療・調剤情報、本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと、本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと）を意味し、従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合等が該当します。

「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある場合」とは、送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合やECサイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合を意味します。また、「不正の目的をもって行われたおそれがある」場合とは、ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合や不正アクセスにより個人データが漏えいした場合等を意味します※3。上述の社労士業務システム「社労夢」の事例は、この場合に該当します。

2 国税庁の注意喚起

国税庁では「不審なショートメッセージやメールにご注意ください」として令和5年11月22日より以下のような注意喚起をしています。

> 現在、e-Taxから送信される「税務署からのお知らせ」に類似したメールや「未払い税金のお知らせ」などの件名で、支払の催促や差押の予告に関する内容など、国税庁からの連絡を装った不審なメールが送信されていることを把握しております。なお、把握している不審なメールでは、「送信元表記のアドレス」や「表示名」などを国税庁で使用しているものに装っている（なりすましメール）場合もあります。

「国税庁からの連絡を装った不審なメール」の例※4（次ページ 不審な文面のパターン ）も挙げられていますので参考にしてください。所得税確定申告時期には、同様の事例が増えることも予想されますので、十分な注意が必要となります。

3 個人情報保護委員会「中小規模事業者の安全管理措置に関する実態調査」

この調査は、中小規模事業者における個人データの安全管理措置の実態を把握し、個人情報保護委員会における検討及び今後の執務に役立てるとともに中小規模事業者の個人情報保護に対する意識の向上につなげること等を目的として、従業員の数が100人以下の中小規模事業者を対象としたアンケート調査を実施し、①個人情報の保有状況、②個人情報保護に関する取組、③令和2年改正個人情報保護法と漏えい等への対応、④不正アクセス、

裏面へ続く→

⑤ECサイト等の運営状況、⑥テレワークの実施状況、⑦個人情報保護委員会への要望等について、調査結果を取りまとめ、2023年8月9日に公表されたものです。

なお、回収数は、4,681件（回収率：15.6%）となっていました。

まず、個人情報の保有状況としては、顧客情報100人以下の中小規模事業者が過半数を占めていましたが、顧客情報1万人超の中小規模事業者も一部（4.8%）存在していました。保有個人情報の内容は、基本4情報（氏名：約9割、生年月日：約4割、性別：約6割、住所：約8割）、電話番号：約8割、メールアドレス：約5割、銀行口座情報：約3割、マイナンバー：約2割、健康状態（健康診断情報を含む）：約2割となっていました。

次に個人情報保護に対する取組としては、個人情報の取扱いに関する課題について、「何をしてよいか分からない」：約4割、「個人情報保護法等の理解不足」：約4割、個人情報保護に関する担当者を設置していない事業者は約5割となっていました。

そして個人情報の管理に当たり参考にしているものとしては、「法律・ガイドライン」：約6割、「弁護士や税理士、コンサルティング業者への相談」：約3割（うち、「税理士」：約7割、「社会保険労務士」：約4割、「弁護士」：約2割）となります。

また不正アクセスについては、不正アクセスを受けた経験が「ある」との回答が3.3%で、その被害状況はシステム等の停止：37.3%、データ改ざん：11.1 %、クレジットカード情報等の決済情報の漏えい：9.8%でした。不正アクセスの原因としては「システムの脆弱性」：27.5%、「フィッシングメール」：22.2%、「原因不明」：37.9%という結果になっていました※5。

4 個人情報漏えい時の対応方法

情報漏えい後に対応を行う最大の目的は「情報漏えいによる直接的・間接的被害を最小限に抑える」ことにあり、自分の会社（組織）のことだけでなく、自分に関係のある情報を漏えいされた最終的な被害者、顧客、取引先、株主、親会社、子会社、従業員など情報漏えいによって被害を受ける様々な関係者の被害を最小限に抑える必要があります。自社の経営方針に基づき全体のバランスを考えながら被害の最小化を図ることが重要となります。また、下記の情報漏えい対応の5原則※6や個人情報保護委員会で公表している「個人データの漏えい等事案と発生時の対応について」の動画※7を参考に対応を検討するとよいでしょう。

情報漏えい対応の5原則

⑴ 被害拡大防止・二次被害防止・再発防止の原則

情報漏えいが発生した場合に最も重要なことは、情報漏えいによって引き起こされる被害を最小限にとどめることです。漏えいした情報が犯罪等に使用されることを防止しなければなりません。また、一度発生した事故・事件は二度と起こることのないよう再発を防止します。

⑵ 事実確認と情報の一元管理の原則

情報漏えい対応においては正確な情報の把握に努めます。憶測や類推による判断や不確かな情報に基づく発言は混乱を招きます。組織の情報を一か所に集め、外部に対する情報提供や報告に関しても窓口を一本化し、正しい情報の把握と管理を行います。

⑶ 透明性・開示の原則

被害拡大防止や類似事故の防止、企業組織の説明責任の観点から必要と判断される場合には、組織の透明性を確保し情報を開示する姿勢で臨むことが好ましいと考えられます。情報公開により被害の拡大が見込まれるような特殊なケースを除いては、情報を公開することを前提とした対応が企業（組織）の信頼につながります。

⑷ チームワークの原則

情報漏えい対応においては様々な困難な判断を迅速に行わなければならず、精神的にも大きな負担がかかります。また、経営、広報、技術、法律など様々な要素を考慮する必要があるため、組織として対応していくことが重要です。

⑸ 備えあれば憂いなしの原則

情報漏えいなど事故が発生した時のことを想定し、あらかじめ緊急時の体制や連絡要領などを準備しておくと、いざという時に大変役立ちます。緊急時にどう対応するべきなのか、方針や手順を作成し、日頃から訓練しておきましょう。

不審な文面のパターン ※4

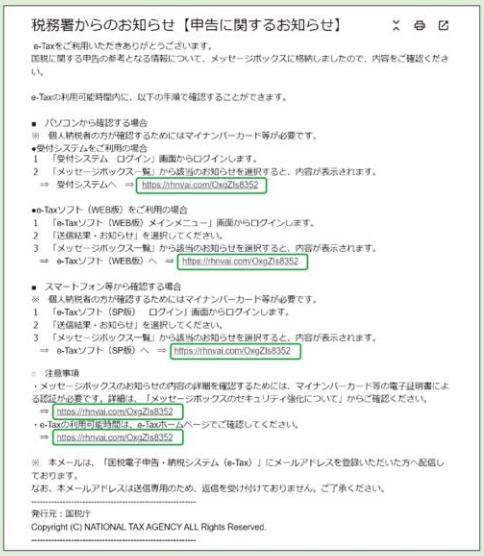
税務署からのお知らせ【申告に関するお知らせ】

e-Taxをご利用いただきありがとうございます。
国税に関する申告の参考となる情報について、メッセージボックスに格納しましたので、内容をご確認ください。

e-Taxの利用可能時間内に、以下の手順で確認することができます。

■ パソコンから確認する場合
※ 個人納税者の方が確認するためにはマイナンバーカード等が必要です。
●受付システムをご利用の場合
1 「受付システム ログイン」画面からログインします。
2 「メッセージボックス一覧」から該当のお知らせを選択すると、内容が表示されます。
⇒ 受付システムへ ⇒ https://hnvai.com/OxgZis8352

●e-Taxソフト（WEB版）をご利用の場合
1 「e-Taxソフト（WEB版）メインメニュー」画面からログインします。
2 「送信結果・お知らせ」を選択してください。
3 「メッセージボックス一覧」から該当のお知らせを選択すると、内容が表示されます。
⇒ e-Taxソフト（WEB版）へ ⇒ https://hnvai.com/OxgZis8352

■ スマートフォン等から確認する場合
※ 個人納税者の方が確認するためにはマイナンバーカード等が必要です。
1 「e-Taxソフト（SP版） ログイン」画面からログインします。
2 「送信結果・お知らせ」を選択してください。
3 「メッセージボックス一覧」から該当のお知らせを選択すると、内容が表示されます。
⇒ e-Taxソフト（SP版）へ ⇒ https://hnvai.com/OxgZis8352

○ 注意事項
・メッセージボックスのお知らせの内容の詳細を確認するためには、マイナンバーカード等の電子証明書による認証が必要です。詳細は、「メッセージボックスのセキュリティ強化について」からご確認ください。
⇒ https://hnvai.com/OxgZis8352
・e-Taxの利用可能時間は、e-Taxホームページでご確認してください。
⇒ https://hnvai.com/OxgZis8352

※ 本メールは、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。
なお、本メールアドレスは送信専用のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

発行元：国税庁
Copyright (C) NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.

e-Taxから送付する「税務署からのお知らせ」と同様の文面ですが、リンクが相違しています。心当たりのない方は、メールに表示されたリンクをクリックしないでください。また、心当たりのある方におかれましても、e-Taxホームページから各システムにログインするなど、慎重にご対応いただきますようにお願いいたします。

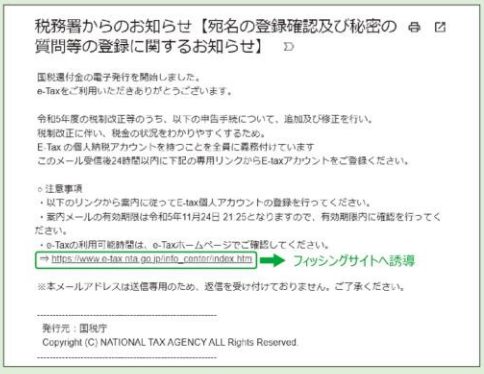
税務署からのお知らせ【宛名の登録確認及び秘密の質問等の登録に関するお知らせ】

国税還付金の電子発行を開始しました。
e-Taxをご利用いただきありがとうございます。

令和5年度の税制改正等のうち、以下の申告手続について、追加及び修正を行い。
税制改正に伴い、税金の状況をわかりやすくするため。
E-Tax の個人納税アカウントを持つことを全員に義務付けています
このメール受信後24時間以内に下記の専用リンクからE-taxアカウントをご登録ください。

○注意事項
・以下のリンクから案内に従ってE-tax個人アカウントの登録を行ってください。
・案内メールの有効期限は令和5年11月24日 21:25となりますので、有効期限内に確認を行ってください。
・e-Taxの利用可能時間は、e-Taxホームページでご確認してください。
⇒ https://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm ➡ フィッシングサイトへ誘導

※本メールアドレスは送信専用のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

発行元：国税庁
Copyright (C) NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.

e-Taxから送付する「税務署からのお知らせ」と件名は一致しますが、文面が相違しています。また、文面のリンク先は国税庁のe-Taxホームページを表示していますが、クリックすると「e-Taxの利用開始届出書」を模したフィッシングサイトへ誘導され、個人情報及びクレジットカードの情報が詐取されますので、メールに表示されたリンクをクリックしないでください。

※1 個人情報の漏えい等の対策について（東京税理士会）（URL：https://www.tokyozeirishikai.or.jp/news/tax_accountant/detail/2215.html）
※2 当社サーバーへの不正アクセスに関する調査結果のご報告（エムケイシステム）（URL：https://www.mks.jp/company/topics/20230731）
※3 漏えい等の対応とお役立ち資料（個人情報保護委員会）（URL：https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/）
※4 国税庁からの連絡を装った不審なメールの文面（国税庁）（URL：https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_20220815.htm#tabs_1）
※5 「中小規模事業者の安全管理措置に関する実態調査」資料の公表について（PDF）（個人情報保護委員会）（URL：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/R4_chuushou_anzenkanri_summary.pdf）
※6 情報漏えい発生時の対応ポイント集（PDF）（情報処理推進機構セキュリティセンター）（URL：https://www.ipa.go.jp/security/guide/ps6vr70000007pkg-att/rouei_taiou.pdf）
※7 個人データの漏えい等事案と発生時の対応について（政府広報オンライン）（URL：https://www.gov-online.go.jp/prg/prg24040.html）